

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	16	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	グループ法人税制の円滑な執行に向けた措置		
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） グループ法人税制の円滑な執行に向けて、所要の措置を行う。</p> <p>・特例措置の内容 グループ法人税制について、実態にあった税制を整備する観点から、所要の措置を行うことによって円滑な執行を図る。本税制措置の新設が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項3号		
減収見込額	(初年度) -	(平年度) -	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 グループ法人税制について、実態にあった税制を整備する観点から、所要の措置を行うことによって円滑な執行を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 実態にあった税制を整備する観点から、所要の措置を行うものであり、グループ法人税制の円滑な執行を図る上で必要なもの。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業政策 05 経営イノベーション・事業化促進
	政策の達成目標	グループ法人税制について、実態にあった税制を整備する観点から、所要の措置を行うことにより円滑な執行を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	-
	同上の期間中の達成目標	-
	政策目標の達成状況	-
有効性	要望の措置の適用見込み	-
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	-
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	-

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>-</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>-</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>-</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>-</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>グループ法人の一体的運営が進展している状況を踏まえ、グループ経営の実態に即した課税を実現する観点から、平成22年度にグループ法人税制を創設。10月1日から施行予定。</p>